

「第3期知的財産戦略の基本方針」・「知的財産推進計画2009」対照表
(著作権関係部分)

<p align="center">第3期知的財産戦略の基本方針 (2009年4月6日)</p>	<p align="center">知的財産推進計画2009 (2009年6月24日) (※は重点施策)</p>
<p>○権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入 著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入に向け規定振り等について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>10(267) 権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)を導入する(※) 著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入に向け、ベルヌ条約等の規定を踏まえ、規定振り等について検討を行い、2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる。 (文部科学省)</p>
<p>○ハイレベルな知的財産外交の推進 国際的な制度調和、審査ワークシェアリングの拡大、模倣品・海賊版の拡散防止等の実現に向け、ハイレベルな知的財産外交を積極的に展開する。</p>	<p>111 ハイレベルな知的財産外交を推進する(※) 国際的な制度調和、審査ワークシェアリングの拡大、模倣品・海賊版の拡散防止、ITセキュリティ製品に係る技術情報の流出防止等の実現に向け、2009年度から、ハイレベルな知的財産外交を積極的に展開する。 (外務省、文部科学省、経済産業省)</p>
<p>○海外市場における模倣品・海賊版対策の強化 模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)の早期妥結・妥結後の参加国の拡大を我が国が主導するとともに、経済連携協定交渉等の二国間の協議、官民合同ミッションの派遣、税関等への能力構築支援等を通じ外国政府に対する体制整備や執行強化に向けた働き掛けを行う。</p>	<p>122 模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)の早期妥結を目指す(※) 関係国による正式な交渉が開始された模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)について、交渉の早期妥結を目指し、より一層国際的な関心を高めるとともに、関係国・地域との協議において、方針や見解を迅速かつ明確に示し議論をリードし、関係省庁が一体となって取組を加速する。 (警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)</p> <p>123(251) 侵害発生国・地域に対する具体的要請を強化する(※) 中国を始めとする侵害発生国・地域に</p>

対し、動画共有サイト上の違法コンテンツ排除等インターネット上の著作権侵害対策を始め、デザイン模倣対策、再犯防止、地方保護主義是正、輸出段階での差止め、郵便物の引受検査徹底等に関する制度改善や取締りの実効ある強化等について、閣僚レベルを始め様々なレベルにおいて、また官民合同ミッションの派遣や税関等行政機関への能力構築支援等を通じ、具体的に要請し、協力を行う。

(警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

125 多国間の取組をリードする

主要国首脳会議（G8サミット）を始めとして、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋経済協力会議(APEC)、世界貿易機関(WTO)、世界知的所有権機関(WIPO)、世界税関機構(WCO)等の国際機関・フォーラムにおいて、模倣品・海賊版問題が首脳を始めハイレベルで取り上げられるよう働き掛けを行うとともに、参加国間の取組を積極的に推進する。

(総務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

126 模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する

アジア諸国を始めとする開発途上国の政府関係者等に対し、官民が協調して能力構築支援を実施するとともに、世界税関機構(WCO)等多国間枠組における能力構築支援の取組を積極的に支援する。

(警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

130 コンテンツ海外流通マーク(CJマーク)の活用を促進する

2009年4月に法人化されたコンテンツ海外流通促進機構(CODA)により展開される「コンテンツ海外流通マーク(CJマーク)」について、その周知

	<p>・普及や中国等への商標登録国の拡大、調査・摘発活動を支援する。 (警察庁、文部科学省、経済産業省)</p>
<p>○国内における模倣品・海賊版の取締りの強化 外国政府に対し模倣品・海賊版対策の強化を働き掛けるに当たっては、国内対策の徹底が大前提であることにかんがみ、税関や警察等において、諸外国の関係機関との連携強化、権利者との協力関係の構築、必要な職員の確保等を通じ、国内における模倣品・海賊版の取締りを強化する。</p>	<p>134 巧妙化・複雑化する模倣品・海賊版の流通に対応した取締りを強化する 個人使用目的を仮装した輸入等巧妙化・複雑化する模倣品・海賊版の流通に対応するため、税関等における取締りを厳正に行う。また、知的財産侵害物品に係る取締状況や被害状況、個人輸入・所持の規制に関する諸外国の動向等について、関係府省が連携しつつ情報の収集・分析に努める。 (警察庁、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>136 劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を推進する 「映画の盗撮の防止に関する法律」について、その周知徹底、映画関係事業者による自助努力、違反行為の取締り等、官民挙げて劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を推進する。 (警察庁、文部科学省、経済産業省)</p> <p>137・138 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化する(※) i) 模倣品・海賊版の購入を容認しない適切な消費行動を促すため、民間の取組との連携等を通じ、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を始め関係省庁が一体となった戦略的な啓発活動を展開する。 (内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) ii) 2009年度から、インターネット上の著作権侵害コンテンツ等模倣品・海賊版に関し、若年層に対する啓発活動を強化する。 (警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>145 インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する</p>

	<p>「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」等を通じて、オークション事業者による正確な本人確認を促進するとともに、出品者・消費者への啓発活動の強化、協議会への更なる参加促進等、権利者・オークション事業者が一体となった自主的取組を推進する。 (警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)</p>
<p>○インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化 官民連携してインターネット上の著作権侵害コンテンツに関する実態調査を行うとともに、被害実態等を踏まえ、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方やプロバイダの責任の在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずる。また、インターネット上の著作権侵害コンテンツに係るサイバー犯罪の取締りを強化する。</p>	<p>147～150 (279～282) 著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化する(※)</p> <p>i) 被害実態等を踏まえ、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方やプロバイダの責任の在り方等法的保護の在り方、権利者が民事的措置をより迅速かつ容易にとることができるようにするための方策等、ネット上の違法コンテンツ対策の在り方について検討を行い、2009年度中に結論を得る。 (内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>ii) 著作権侵害コンテンツの削除要請を効率化する技術的手段の活用など、権利者団体やプロバイダ事業者等の行う著作権侵害コンテンツを排除するための自主的な取組を支援する。 (総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>iii) Winny 等のファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対し、警告メールを送付するなど電気通信事業者と権利者団体が連携した侵害行為を排除する仕組みづくりを支援する。 (警察庁、総務省、文部科学省)</p> <p>iv) 官民連携して国内外のインターネット上の著作権侵害コンテンツの状況やその対策に関する実態調査を行う。 (総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>151 (283) 海外におけるインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策のための基盤を整備する(※) 2009年度から、海外におけるインターネット上の著作権侵害コンテンツ対</p>

	<p>策を効果的に行うための基盤整備に向け、社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の取組を関係省庁が一体となって支援する。</p> <p>(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)</p>
<p>○デジタル・ネット環境の進展に伴うコンテンツ取引支援システムの構築</p> <p>メディアの多様化によるコンテンツの利用許諾手続や流通経路の複雑化に対応するため、「権利情報集中処理機構」(音楽分野)の取組を支援するとともに、その実績も踏まえ、権利の所在をリアルタイムで把握できる機能等を有する次世代のコンテンツ取引支援システムを構築する。</p>	<p>189 コンテンツの取引支援システムを構築する(※)</p> <p>i) 2009年度から、音楽配信における利用データを集中処理し、円滑な使用料分配を可能とする「著作権情報集中処理機構」の利用状況を把握し、その円滑な運用を支援する。</p> <p>(総務省、文部科学省、経済産業省)</p>
<p>○著作権法上のいわゆる「間接侵害」の明確化</p> <p>著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>268(290) 著作権法上のいわゆる「間接侵害」を明確化する(※)</p> <p>著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>269～271 利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する</p> <p>i) 著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>ii) eラーニング推進のため、第三者が作成した著作物を学校の授業の過程で公衆送信により利用することについて、権利者・教育関係者間での権利処理の在り方などに係る教育関係者による具体的な提案を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提</p>

	<p>供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。</p> <p>(文部科学省、厚生労働省)</p>
<p>○デジタルコンテンツ流通の促進</p> <p>放送番組等に係る権利処理の円滑化を図るため、権利の集中管理の拡大や標準的な契約ルールの確立を促進するとともに、権利処理の進捗状況等を踏まえ、多角的観点から適宜法的対応の検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>272～275 契約ルール等の確立により、デジタルコンテンツの流通を促進する(※)</p> <p>i) 放送コンテンツの二次利用に係る権利処理の円滑化を図るため、「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」における民間の自主的な合意形成等を通じ、権利の集中管理の拡大や標準的な契約ルールの確立を促進する。</p> <p>(内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>ii) 放送コンテンツに係る取引を促進するため、放送番組の出演者に係る権利処理の円滑化や不明権利者の探索等の効率化に取り組む実演家団体による組織の活動状況を把握し、その円滑な取組を支援する。</p> <p>(総務省、文部科学省)</p> <p>iii) 著作権法の裁定制度の改正を踏まえ、所在不明の権利者がいる場合におけるコンテンツの二次利用を円滑に進めるための制度等について検討を行い、2009年度中に結論を得る。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>iv) 放送コンテンツ等のデジタルコンテンツの権利処理の進捗状況等を踏まえ、流通促進について多角的観点から適宜法的対応の検討を行う。</p> <p>(内閣官房、総務省、文部科学省)</p>
<p>○クリエイターへの対価の還元を適切に行うための環境整備</p> <p>情報のデジタル化によって劣化のない高品質な複製が可能となる中、ユーザーの利便性に配慮しつつ、制度面・契約面の両方の観点から検討を行い、クリエイターへの対価の還元が適切に行われるた</p>	<p>276 クリエーターへの対価の還元を適切に行うための環境を整備する(※)</p> <p>情報のデジタル化によって劣化のない高品質な複製が可能となる中、ユーザーの利便性に配慮しつつ、クリエイターへの対価の還元が適切に行われるための環境について制度面・契約面の両方の観点</p>

<p>めの環境を整備する。</p>	<p>から検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。 (総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>277 インターネット上でのユーザーの自由な創作・発表を促進する ユーザーの自由な創作・発表を促進するための自主的な取組を支援するとともに、複数の者が創作に寄与するコンテンツの権利の取扱い等について検討を行い2009年度中に一定の結論を得る。 (総務省、文部科学省)</p> <p>278 集中管理を拡大する 権利者に対し利用実態に応じた適正な利益を還元する著作権等管理事業者の取組を支援するとともに、集中管理の実態を把握し、権利委任者の拡大や対象となる権利の委任範囲拡大を支援する。 (文部科学省)</p>
<p>○行政サービスの質の向上に向けた取組の強化 知財システム全体に関する利用者ニーズを的確に把握した上で特許庁等における行政サービスの質の向上、業務改善等を推進する。</p>	<p>299 行政サービスの質の向上に向けた取組を強化する(※) 知財システム全体に関する利用者ニーズを的確に把握した上で行政サービスの質の向上を図るため、企業、大学等の制度利用者から行政サービスに関する意見や要望を収集し、それらに対する検討結果及び回答を公表するとともに、その検討結果に応じて必要な措置を講ずる等の取組を推進する。 (文部科学省、農林水産省、経済産業省)</p>
<p>○著作権登録制度の運用改善 著作権登録原簿の電子化等を通じて、登録情報の公開の充実や書類交付手続の簡素化を行う。</p>	<p>300 著作権登録制度の運用を改善する(※) 2011年度運用開始予定の著作権登録原簿の電子化に向け、必要となるシステムの整備及び登録情報の公開の充実や書類交付手続の簡素化を進める。 (文部科学省)</p>